

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成 24 年 2 月 17 日
開会時刻	午前 10 時 12 分
閉会時刻	午前 10 時 47 分
出席委員名	◎杉村 定男 ○野口 佳子 世古 明 福井 輝夫 中川 幸久 浜口 和久 佐之井久紀 長岡 敏彦 西山 則夫議長
欠席委員名	長田 朗
署名者	
担当書記	津村将彦
審議議案	倉田山公園整備等防災まちづくり推進に伴う社会資本総合整備計画作成について 伊勢市消防団員の確保について
説明者	総務部長 総務部参事 総務課長 情報戦略局長 情報調査室長 行政経営課長 行政経営課副参事 都市計画課長 消防長 消防次長 消防署長 消防課長 通信指令課長 予防課長

審議結果並びに経過

杉村委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「倉田山公園整備等防災まちづくり推進に伴う社会資本総合整備計画作成について」、及び「伊勢市消防団員の確保について」の2件について審議され、その概要は次のとおりでした。

開会 午前10時12分

◎杉村定男委員長

続きまして総務政策委員協議会を開会したいと思います。

本日の出席者は8名でありますので、会議は成立しております。

それでは、会議に入ります。本日、御協議いただきます案件は1つとして「倉田山公園整備等防災まちづくり推進に伴う社会資本総合整備計画作成について」、2点目として「伊勢市消防団員の確保について」の2点であります。

はじめに、「倉田山公園整備等防災まちづくり推進に伴う社会資本総合整備計画作成について」を議題といたします。当局から説明をお願いいたします。消防長。

●保田幸宏消防長

本日は、大変お忙しいところ、総務政策委員会に続きまして、総務政策委員協議会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

御協議いただきます案件は、委員長仰せのとおり、「倉田山公園整備等防災まちづくり推進に伴う社会資本総合整備計画作成について」、他1件でございます。

それではまず、倉田山公園整備等防災まちづくり推進に伴う社会資本総合整備計画作成について、御説明申し上げますので、何とぞよろしく御協議のほど、お願い申し上げます。

◎杉村定男委員長

消防次長。

●大西邦生消防次長

それでは、倉田山公園整備等防災まちづくり推進に伴う社会資本総合整備計画作成について、御報告申し上げます。

消防本部庁舎の建設の基本的な考え方の1つとして、消防本部庁舎建設に係ります国・県の補助メニューが無いことから、倉田山公園を消防本部庁舎と一体となった防災公園として整備することで、消防本部庁舎及び関連施設整備に要する経費の一部を、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の活用ができる道を開くとすることを、これまでの総務政策委員協議会で御報告させていただいているところでございます。

本日は、国土交通省と協議を進めております社会資本整備総合交付金のメニュー及び

社会資本総合交付金整備計画案の概要につきまして、御報告申し上げます。

それでは資料1 1ページを御高覧ください。

国土交通省と協議しております社会資本整備総合交付金のメニューは、昨年秋の、国の平成23年度第3次補正におきまして、東日本大震災の教訓から、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策として設けられた全国防災枠の活用でございます。

本市におきましては、東海、東南海、南海地震等によります津波被害が想定されておりますことから対象となるもので、採択いただければ、都市防災推進事業としての取り組みは、県下では初めてのものとなるものでございます。

次に、資料上段の東日本大震災復興交付金・社会資本整備総合交付金の関係についてを御高覧ください。

緑色で表示しております「3 社会資本整備総合交付金全国防災」は、優先的に防災・減災事業を進めるため、通常分の社会資本整備総合交付金から切り離されたものでありまして、市といたしましては、消防本部庁舎建設を契機に、都市防災総合推進事業を基幹事業とする社会資本総合整備計画を作成し、倉田山公園を防災拠点とする防災まちづくりの推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、国が示しております津波対策として活用できます、都市防災総合推進事業のメニューでございます。

災害危険度調査、住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備、地震に強い都市づくり緊急整備事業に係る特例が挙げられております。

2ページをお開きください。

都市防災総合推進事業におけます津波対策の具体事例等についてでございます。

ソフト事業に、津波ミュレーションの実施、津波防災マップの作成、地域協力会による避難訓練、ハード対策に、高台に避難するための避難路・避難階段の整備、避難場所となる公園の整備、備蓄倉庫の整備、津波タワー等避難施設の整備、耐震性貯水槽の整備、自家発電設備の整備が挙げられております。

次に現在、市におきまして検討しております社会資本総合整備計画案の概要でございます。

計画の名称を「伊勢市における東海地震、東南海・南海地震等大規模災害に備えた防災まちづくりの推進」として、計画の期間は平成24年度から27年度までの4年間、①として、倉田山公園整備を交付金対象事業とすること、②本来ならば消防本部庁舎の建設並びにその関連事業は交付金対象事業とはなりません、1つひとつ細かく検討し、可能な限り都市防災総合推進事業として交付金対象事業とすること、③防災対策に関する事業を交付金対象事業とすることを、ポイントといたしまして、社会資本総合整備計画の作成を検討しているところでございます。

なお、社会資本総合整備計画の作成及び国土交通省との協議調整は、都市計画課計画係で行っております。

3ページを御高覧ください。

本市におきまして、活用が考えられる交付金対象事業でございます。

基幹事業を都市防災総合推進事業とし、活用が考えられる交付金事業といたしまして、災害危険度調査としての避難困難地区等の調査、住民等のまちづくり活動の支援として、自主防災組織等地域住民の避難訓練実施支援や地区まちづくりの推進を、地区公共施設等整備として、避難所である小中学校への屋外避難階段の整備、避難所等への飛散防止フィルムの貼付、津波避難タワーや避難路の整備、倉田山公園防災拠点への防災センター、同報系防災行政無線、緊急災害時の自家用給油所の整備、そして公園整備などがあり、国土交通省と協議をしながら検討を行っているところでございます。

関連社会資本の整備には、倉田山公園を防災拠点とすることから、併せて、都市公園事業として倉田山公園整備事業が考えられ、効果促進事業には、資機材等備蓄物資の整備、移動系の防災行政無線の整備等が考えられ、これらも国土交通省と協議しているところでございます。

いずれにいたしましても、中部地方整備局におかれましては、管内ではこのような総合的な防災、減災等のための施策への取り組み事例が少ないことから、1つひとつ、交付金事業の対象となるかどうか国土交通本省のほうに確認をいただきながら、協議を進めているところでございます。

なお、社会資本整備総合交付金の交付率につきましては、ソフト事業が3分の1、ハード事業が2分の1でございます。

4ページを御覧ください。

活用が考えられます平成24年度事業でございます。

先ほど御報告申し上げました事業の中から、市単独事業として検討しております事業を全国防災事業として、平成24年度予算に反映いたしたく、国土交通省との協議の上、要望を行なっているものでございます。

基幹事業として、避難所の見直しを行う避難困難地区等調査、自主防災組織等地域住民主体の避難訓練実施支援、小中学校への屋外避難階段や備蓄倉庫の整備、避難所等への飛散防止フィルム貼付、倉田山防災拠点への消防防災センター整備のための土木設計、及び建築設計、公園整備の実施設計を関連社会資本の整備に、都市公園事業倉田山公園整備事業を平成24年度事業として検討しているところでございます。

社会資本総合整備計画につきましては、今後も協議を重ね、本年3月中に作成し、国土交通省に提出いたしたいと考えているところでございます。

なお、社会資本総合整備計画につきましては、毎年度変更することも可能となっておりますので、個々の事業の熟度を見極めながら、必要に応じて加除いたしたいと考えているところでございます。

以上、倉田山公園整備等防災まちづくり推進に伴う社会資本総合整備計画作成につきまして御報告申し上げます。なにとぞよろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎杉村定男委員長

ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

1つだけ聞かせてください。

財政的な措置なのですが、これ交付率はそれぞれ資料にございますのですが、何を採択するかによって金額は変わってくるので、そこまでは申しませんが、例えば市の負担として、いわゆる起債が使えるのかどうか。それから交付税措置の関係が利用できるのかどうか。してもらえるのかどうか。そこらへんの基本的な考え方だけ教えてください。

◎杉村定男委員長

行政経営課副参事。

●鳥堂昌洋行政経営課副参事

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まだ計画も承認されていない状況ですので、個々具体的な数字にはならないのですが、まず社会資本整備総合交付金の対象事業となった場合、こちらにつきましてはその後ろのところへ、裏の部分ですね、補助裏の部分に対しましては緊急防災減災事業債というのが、この平成 23 年度の 3 次補正対応ということで新たなものとして創設されております。

こちらが一部、充てられるのかなど。それと、この緊急防災減災事業債に該当しない部分といたしましては、合併特例債を充てたいなど考えております。

緊急防災減災事業債につきましては、補助裏に対しましては 100 パーセントの充当率で、80 パーセントの交付税措置がなされるもの、また単独で充てる場合でありまして 100 パーセントの充当率で、70 パーセントの交付税措置が見込めます。

特例債につきましては、従来と同じで 95 パーセント充当の 70 パーセントの交付税措置というところがありますので、先ほどの次長の説明にもありましたように、詳しく国交省等々、関係機関との調整を進めながら、また私どものほうといたしましては、県のほうの市町行財政室との起債計画を立てる段階から、極力対象とできるものについては有利な財源確保という観点から、事業の計画を作成していきたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

まずこの活用が考えられる平成 24 年度事業という中で、避難困難地区等調査ということがございますね。

いろんなことについて交付金が使えるということであれば、いろんな可能性を見つめながら幅広く検討していただきたいと思うのですが、非難困難地区ということに

ついで定義ですね。例えば徒歩で、近くに何も高い所がなく、徒歩で何分以上が避難困難地区と考えるのかとか、それからどこか橋が、川に囲まれていて橋が落ちることによって避難ができないから避難困難地区と考えるのかとか、そういう部分の概要とか、今考えている部分とか何かあったらちょっと教えてください。

◎杉村定男委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今、検討中であるということをお先に申し上げさせていただいて、まず地震が起きました。それと津波の発表がされた。そういうことで何分間、ここで避難を始めるのに必要な時間、それをまず決めることとなります。

それと高齢者を対象とさせていただく、またさまざまな災害時の要援護者の方も含めまして、徒歩でいったい何秒に何メートル逃げられるかという定義を作ります。

それで、その間、津波の最初の第1波、これが地域によってさまざまですけれども、何分間必要かというようなところを当てはめて、例えば避難所まで何メートル、何メートルとか何百メートルか、というところに避難所があるかないか、そういうようなところの条件を当てはめて、避難困難地区であるかそうでないかというところを今、検討しているところでございます。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。

今、検討段階ということで、そのへんについてはいろいろ変わってくるかも知れませんが、分かりました。

その中で、逃げる所が何もない地区というのもあると思いますね。高台もなければ高い建物もないというようなところ、いろんところで今、騒がれていますけれども津波タワーとかいうものもございますけれども、これはまだこの調査が終わった後の新たな年度になってくるかと、必要であればですね、なってくるかと思えますけれども、その津波タワーに対する考え方とか、必要性について、やはり市としては、ここは必要だと、要望もあるし必要だということについては今後、積極的に取り組んでいくのかどうか、そのへんについてはどうですか。

◎杉村定男委員長

総務部参事。

●中村龍平危機管理課長

まず避難困難地区の定義をしっかりと説明できるように、市民の方に説明できるようにさせていただいた後、非難困難地区であるというところの抽出を行うこととなります。

その後、今委員仰られたように、他に避難する場所がない、高台もない、そういうことになりました場合には、この避難タワーも含めて、どんな方法があるのか、そのあたりをしっかりと位置づけていきたいと思っております。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

分かりました。そのへんについてはまた今後、いろいろ検討も進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

違う質問ですがけれども、備蓄倉庫の整備というのがございますですね。現在、三重県のほうから津波浸水に対するいろんなマップが出ておりますね。

防潮堤が機能しなかった場合に何メートルとかいうのもございますけれども、そうしますと4メートルというような部分がかなり多くて、二見なんかでもそういう部分がかなり多い所があります。

そういう場合の備蓄倉庫、現在設置されている備蓄倉庫で、津波に最悪の場合ですと全部浸かってしまうなというところも多いかと思っておりますけれども、そのへんについての現状は把握しているのかということと、そういう部分での検討ですね、高い位置に変えるとか、そういう部分も検討されるのですか。

◎杉村定男委員長

総務部参事。

●中村龍平危機管理課長

今、浸水想定、これは速報版ですので、確定版は近々出るというところから、数字は変わってまいります。把握をしております。

それで委員仰られるように、今後、今の速報版の状況で備蓄倉庫の場所が浸水するという場所には、全て備蓄倉庫を高い所へ移転すると、そのような計画で今進めております。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

それから活用が考えられる24年度事業の中に、効果促進事業というのが「なし」とな

っておりますが、3ページの活用が考えられる交付金事業の中で、効果促進事業については防災行政無線の整備というような部分も、そういうこともありますので、ちょっとお聞きします。

先日ちょっと御相談にも行きましたけれども、それから私もいろいろ調べておりますが、今、防災行政無線の体系の中で、二見、小俣等は屋内受信機がございますが、これはアナログ式ということでいずれ使えなくなると。

それでいろいろ調べた中で、防災ラジオというものが現在あります。高山市とか市原市とか、千葉の市原市ですね、それからいろんなところであるのですが、この防災ラジオというのは防災行政無線が鳴ったら、例えばラジオの電源が切れていても自動的に電源が入る。それから違う局のラジオを聴いていても、防災行政無線が鳴った場合は強制的に防災行政無線が入るといような防災ラジオというものが現在、あるわけですが、この活用ができれば非常にいいと思うのですが、残念ながらこれも今、アナログのものしか発売されていないということはお聞きしております。

デジタル式のものが出てきた場合は、これは非常に有効な活用ができるのではないかと思います。今アナログ式のもの行政向けということで、アナログ式のものがあるということは、将来デジタル式も出てくるのではないかなというふうに想像はしているわけなのですが、そういう部分が出てきた場合、今いろんな自治体、地域でやっている、高山とか市原なんかでやっているのは、完全無料ではなくて、市民がそのラジオの購入を希望すれば、1,500円とか1,000円とか出して、負担していただいて、市がその定価の3分の1を負担するという、市原の条例にも載っておりますけれども、市の調整もありながら、本人の負担もあって、希望者にはそういうふうにするという状況に今、なっております。

ただ、全面デジタル化した場合は、そのラジオも使えなくなるということにはなっておりますけれども、そういうデジタルに適應できるような防災ラジオが出てきた場合に、市としてもそういうような体系、希望者を募りながら市の補助も付けて、本人にも負担をしていただきながら、希望者にはそういう方向性を持っていくということも非常にいいんじゃないかと思っておりますけれども、今後そういうラジオが出てきた場合、そういうものについてこれはまだ今現在はないのですけれども、考え方についてちょっとお聞かせ願えますか。

◎杉村定男委員長

総務部参事。

●中村龍平危機管理課長

防災ラジオ、私もアナログのことにつきましては認識をしております。

それで我々の今の進め方は、委員も御存知のように防災メール、それとファクス、また防災行政無線を聞き直すための電話での自動応答システム、このようなものを今、取り組んで拡充を図っているところでございます。

それで防災ラジオというのがデジタルでできたというふうなお話でございますが、防

災ラジオ、またその他の、防災ラジオに代わるような他のもの、また防災メールよりさらに便利で使いやすく、経済的にも安いと、そういうものがあれば、防災ラジオに関わらず、また防災メールに関わらず、さまざまな方法を、そのような情報を早く我々取り入れて、検討はさせていただきたいなど。

その中で、今のシステムよりさらにいいものであれば、取り組んでいくのだろうなど、そんなように考えております。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。いろんな技術革新もしていることですので、新たなものが出てきたら、積極的な検討をお願いしたいなど。

1つこれは参考になるかどうか分かりませんが、玉城町ではスマートフォンを使ってお年寄り等に非常に使いやすいということで、いろんな活用もされております。

これは総務省のモデル事業として行われているわけですがけれども、緊急通報に使ったりとか、それからお年寄りが玉城町で走っているバスの予約に使ったりとか、いろいろしております。

そのスマートフォンはやはり、お年寄りも試してみるまではちょっと使いにくいのではないかと思っていたところが、いざ講習を受けると非常に使いやすいというようなことで、非常に好評であると。

私もいろんなところで、先ほどおっしゃった携帯電話のメールですね。携帯電話自体が非常にお年寄りには使いにくいという声も非常に多いわけですから、そういう部分の可能性もチェックしていただいて、こういう総務省のモデル事業ということがあれば、またこういう部分も今回のこういう交付金の活用に使えるのであれば、1つでもよい方向にというように思いますので、いろいろ検討していただければなどと思います。それについては質疑はよろしいです。ありがとうございます。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎杉村定男委員長

よろしいですか。

御発言もありませんので、本件につきましてはこの程度で終わりたいと思います。

続きまして「伊勢市消防団員の確保について」を議題といたします。当局からの説明をお願いいたします。

消防課長。

● 竜田博史消防課長

それでは続きまして「伊勢市消防団員の確保について」御説明をいたします。

まず、資料【2-1】中の「1消防団の現状」でございますが、伊勢市消防団の組織体制については、2枚目の【資料2-2】の組織図を御参照ください。

1回本部、7方面隊、22分団、49車両で各支部に配備されて構成されております。

消防団員は常備消防と同じく、火災、風水害、地震等の災害への対応及び被害の軽減を任務といたしまして、災害時には消火、救出救護、警戒、避難誘導など、平時には火災予防活動、地域自主防災組織との連携訓練、応急手当普及啓発などを行っているところでございます。

消防団員の特色といたしまして、自らがその地域の住民であることから、地域の実情に精通しており、活動上、細やかな配慮が可能となっております。

また、組織が大きく、要員動員力及び即時対応力の面においても優れているところでございます。

昨年の中日本大震災や、この地方を襲いました台風12号等の風水害での活動や、その他身近な災害に対しまして、常に献身的に尽力して、住民の安全を図っています。

1枚目の【資料2-1】にお戻りください。

1の(2)でございます。

消防団員につきましては、条例定数559名のところ、本年1月末日の実員は535名であり、そのうち被用者が75.5%を占めております。

入団は、満18歳以上の市内居住者で団員に適する者。定年は、団長及び副団長を除いて60歳となっております。

定年の退団に加えまして、職業上の理由又は家庭の都合などの理由によりまして、随時の退団により、年間に約30人から50人の退団があります。

全国的には消防団員の数が減少する中、伊勢市消防団にあっては、おおむね人員の確保が図られておりますが、地域によっては困難な場合が出ているところでございます。

その対応を図るため、23年6月から10月にかけて、団員の確保及び組織の維持・活性化を目的といたしまして、推薦された消防団員の委員により検討を加え、また全団員にアンケートを行いながら検討を重ねてきたところでございます。

委員会におきましては、入団者を確保するための方策として、現在の60歳定年を65歳に延長、又は定年を廃止するなどを含めて検討いたしましたが、これらは逆に、活動体力面での不安から、退団者が増加することが予測されたところでございます。

また、定年の延長等におきましては、高齢化の進行により、若年層の入団の抵抗感が増すことも考えられ、将来的な組織の弱体化に繋がる懸念されたところでございます。

そこで定年は、現行の60歳が適切であり、どうしても確保が困難で組織維持が危ぶまれるときには、定年退団者の継続意思を前提にしたうえで、一定年限の中で継続勤務できることが必要であるとの要望がなされました。

なお、定年から除かれている、団長及び副団長の定年制の導入についても検討を行いました。消防団組織の継続した運営のため、また、3枚目の【資料2-3】でござい

ますけれども、県下 29 消防団の状況も鑑み、定年を設けることは適当ではないとの結論がなされたところでございます。

定年に関することのほか、これまでも増して、平常時の活動内容に工夫を重ね、団員の負担の軽減を図るとともに、地域、事業所の更なる理解、協力により、常に入団希望者の発掘を図っていくよう、併せて取り組んでいくことと、委員会、消防団の全体で決意をしたところでございます。

消防防災を担う消防団は不可欠な組織でありまして、自らその維持活性化を検討した消防団の要望に基づき、条例の改正を図ろうとしているところでございます。

以上、伊勢市消防団の人員確保に係る消防団員の定年等について、御説明をさせていただきました。なにとぞ、御協議たまわりますよう、お願いいたします。

◎杉村定男委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。
浜口委員。

○浜口和久委員

数字だけのあれなので、聞かせていただきたいのですが、2-1のところで消防団員、定数 559、24 年 1 月 31 日現在、535 名ですね。

2-3 なのですが、この表で 15 番のところ、伊勢市 559 の実員が 519。これは 23 年 4 月 1 日なので、23 年 4 月 1 日から 24 年 1 月 31 日までの間に、これだけまた消防団員を強化するというふうな形で、努力をいただいたということによろしいですか。

◎杉村定男委員長

消防課長。

●竜田博史消防課長

お答えいたします。

資料 2-3 の数字でございますけれども、これは全県の消防団 29 団体の比較のため、県が発表したところの数字でございますして、23 年 4 月 1 日現在となっております。

その時点では伊勢市消防団のほうは 519 名でございます。そしてこの 1 月 31 日には 535 名と順次、努力をいただいて確保をいただいてきたところでございます。以上でございます。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎杉村定男委員長

発言もありませんので、本件についてはこの程度で終わりたいと思います。

以上で御協議願います案件は全て終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会したいと思います。

どうも御苦勞さんでございました。

閉会 午前 10 時 47 分